

# 第3次 箱根町地域福祉計画

令和3年度～令和7年度【概要版】

人とひと・心とこころの交流で、みんなが<sup>しあわせ</sup>幸福になる

こうふく  
交福のまち **はこね**



令和3年3月  
箱根町

## 地域福祉とは・・・?

本町を取り巻く社会環境は、人口の減少と少子高齢化、世帯の細分化(ひとり暮らし高齢者の増加等)が進行しており、地域の連帯感の希薄化などとともに、地域活動の担い手不足が深刻な問題になってきています。

このような状況の中で、町民一人ひとりが安心して暮らせる環境を実現していくためには、町民や社会福祉関係者、行政がお互いに協力し、協働することによって地域社会の福祉課題の解決に取り組む「**地域福祉**」の推進がますます重要となっています。

また、町民一人ひとりが自身の生活様式を大切にしつつ、地域活動に積極的に参加し、たとえ高齢、障がい、その他の様々な事情から生活支援や福祉サービスを必要とするようになっても、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりを目指すのが「**地域福祉**」です。

なお、地域福祉の推進には、

町民自身の努力による「**自助**」、

地域住民がお互いに助け合う「**共助**」、

行政や社会福祉協議会などが取り組む「**公助**」、

町民と行政がそれぞれの特長を活かしながら「**協働**」することが重要となります。

## 地域共生社会の実現について

これからの地域福祉を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりとともに、地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっています。

### 〈地域共生社会とは?〉

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 計画の対象

本計画の対象は、箱根町自治基本条例の規定に基づき、「町民」(「住民(町内に住所を有する者)」、「町内に別荘を有する者」、「町内で働く者」、「学ぶ者」、「事業を営むもの」、「活動するもの」)とします。



## 箱根町の将来の姿

平成28年2月に公表された「箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、本町の総人口は令和22年には9千人近くに減少すると予測されています。

年齢区分別にみると、0～14歳人口は、若い世代の転出者数の抑制、転入者数の増加による社会動態の改善と、出生率の向上による自然動態の改善により、令和22年には1千人台への回復を見込む一方、15～64歳と65歳以上人口は減少を見込んでいます。

### 令和7年以降の総人口等の推計

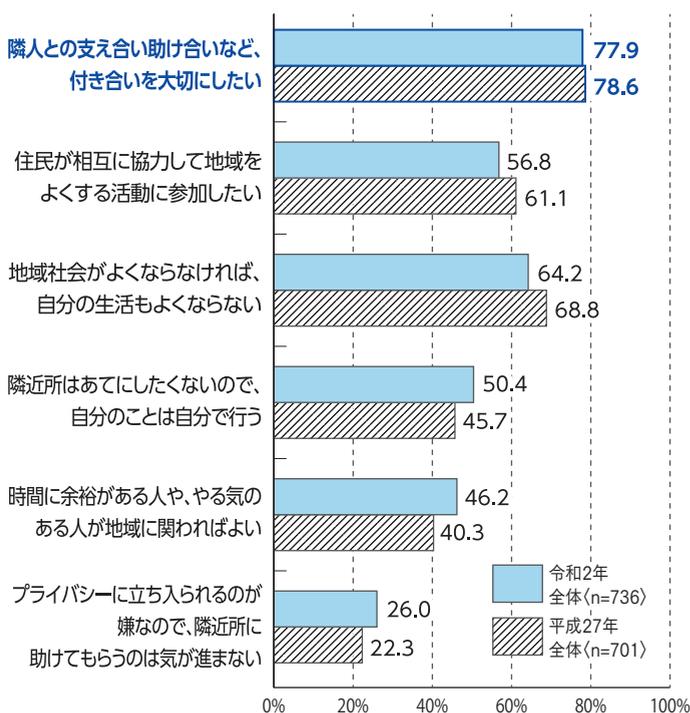
		推 計	
		令和7年	令和22年
総人口	人 数	10,855	9,085
0～14歳	人 数	873(8.0%)	1,019(11.2%)
15～64歳	人 数	5,927(54.6%)	4,628(50.9%)
65歳以上	人 数	4,055(37.4%)	3,438(37.9%)

資料：箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成28年2月)※

※ 平成26年に閣議決定された日本の人口の現状と将来展望を提示する「町・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受けて、箱根町が平成28年2月に公表した人口将来展望

## 住民アンケート調査から見られる箱根町の現状と課題(令和2年7月実施)

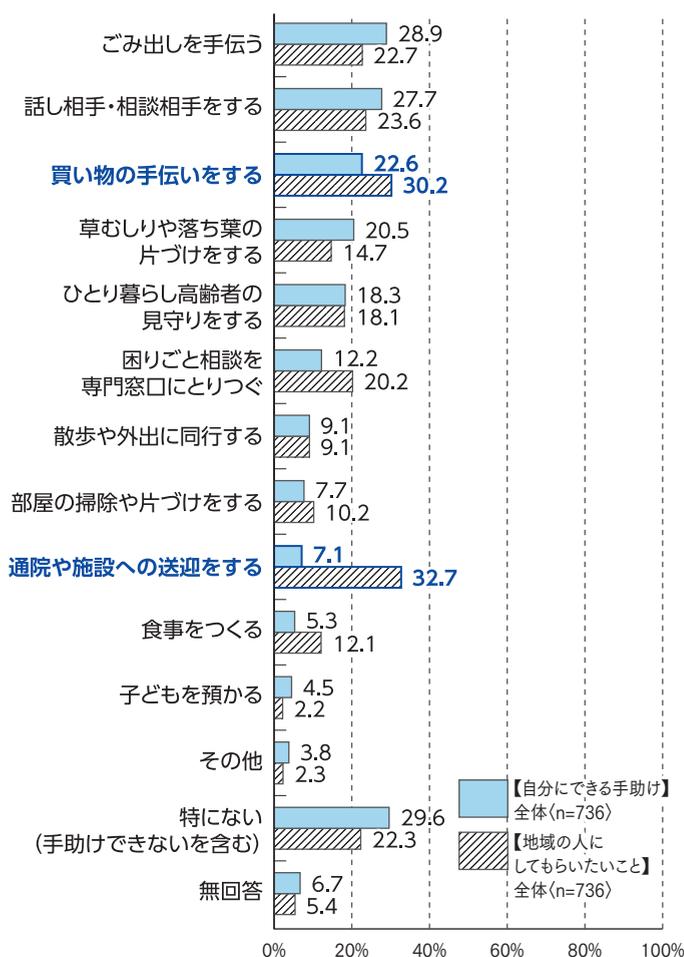
### 【地域社会における関わりについて】



地域との関わり方について、住民の約8割が“隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたい”と答えています。

- 今後も日常や災害時等における協力や支え合いのために、適切な距離感でつながりや信頼関係をつくるような取組が求められます。
- 買い物支援や送迎の供給は、免許返納の問題もあいまって、大きな課題です。

### 【近所のひとり暮らし高齢者等へあなたができる手助けと、逆の立場で地域の人にしてもらいたいこと】



近所や地域の人にしてもらいたいことの上位2つ「通院や施設への送迎をする」と「買い物の手伝いをする」は、需要(してもらいたい)と供給(自分ができる)にギャップがあります。

# 人とひと・心と心<sup>しあわせ</sup>の交流で、みんなが幸福<sup>こうふく</sup>になる 交福のまち はこね

一人ひとりが自分らしく生きることを尊重し合い、多様な人々の交流により豊かな暮らしを支える“地域力”を育て、幸福を呼ぶ“交福”のまちとなることを目指します。

地域全体で力を合わせ、安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

## 基本目標

### 基本目標1 “こうふく”は、安心から～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～

地域福祉を推進するためには、支え合い意識の高揚を図り、できる範囲の活動から始めることが大きなポイントです。

家庭、地域、学校等が連携して、子どもたちの思いやりの心を育むとともに、子どもから高齢者まで、幅広い世代が地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めます。

また、いつまでも健康で、いきいきと社会参加できる元気なまちづくりを図るため、健康づくりや介護予防に力を入れていきます。

#### ★主な取組★

- (1) 見守り活動・福祉活動への理解の促進
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 健康づくり・介護予防の充実

### 基本目標2 “こうふく”は、きずなから～互いに支え合う場づくり～

町民同士がより親しく付き合うことができる交流の場づくりを進め、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切です。

特に、少子高齢化が進行している中で、支え合いによる子育て支援の推進とともに、災害時に備えるため、地域ぐるみによる安全対策の充実を図ります。

#### ★主な取組★

- (1) 地域交流・異世代交流の推進
- (2) 支え合いによる子育て支援の推進
- (3) 安全対策の充実(万一の備えの充実)

### 基本目標3 “こうふく”は、豊かなメニューから～安心できる仕組みづくり～

高齢化や経済的等、複雑化・複合化する生活上の問題に包括的に対応していくことが求められています。

生活支援や権利擁護への対応とともに、必要とする支援やサービスに関する情報を容易に入手できる環境づくりや、相談支援体制の構築を図るほか、各種の生活支援サービスや福祉サービスの充実を進めます。

#### ★主な取組★

- (1) 情報提供の充実
- (2) 包括的な相談支援体制の構築
- (3) 各種サービスの充実

# 基本目標1 “こうふく”は、安心から～福祉を担う人づくり、元気なまちづくり～

## (1)見守り活動・福祉活動への理解の促進

### ★ 地域課題への理解促進と支え合い意識の高揚

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高齢者や障がい者への理解を深め、心のバリアフリーを実践しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発見しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもの登下校時には積極的に声をかけ、防犯・見守り活動を推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 見守り活動を支援し、お互いに支え合う意識の高揚を図ります。</li> <li>■ 福祉学習や体験の機会づくりを推進します。</li> <li>■ 気軽に相談できる相談業務の体制づくりを推進していきます。</li> </ul>

## (2)ボランティア活動の推進

### ★ 地域福祉活動の担い手づくり

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> できることから、ボランティア活動をはじめましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 資格を持っている人は、その専門性を活かして積極的に活動しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 行政や社会福祉協議会等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の情報発信や活動の活性化を支援します。</li> <li>■ 福祉団体の活動の活性化を推進し、継続的に活動できるよう支援します。</li> <li>■ 学校教育におけるボランティア体験の機会を充実します。</li> </ul>
<b>社会福祉協議会が行うこと</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 若い世代へボランティア活動をはじめとした福祉教育を実施します。</li> <li>■ 「生活支援コーディネーター」を中心に地域での困りごとを地域で解決できる体制を進めます。</li> </ul>	



## (3)健康づくり・介護予防の充実

### ★ 地域ぐるみの健康づくりと介護予防の推進

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「いきいきHAKONE体操」など、自宅でできる健康づくりに取り組みましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 健康教室や介護予防教室等に積極的に参加しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 年に1度は必ず定期的に健康診断やがん検診を受診しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 生活習慣の改善に取り組みましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活の改善や効果的な健康づくりを推進するためのウォーキング活動や食事バランスガイド等を普及していきます。</li> <li>■ 介護を受ける状態にならないように、また、介護の度合いが増さないように介護予防の取組を推進します。</li> <li>■ 地域医療の充実に向けた取組を推進します。</li> </ul>

## 基本目標2 “こうふく”は、きずなから ～互いに支え合う場づくり～

### (1) 地域交流・異世代交流の推進

#### ★ 地域に合った交流活動の推進や話し合いの場の設置

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自治会や老人クラブ、子ども会に加入しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と交流しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 自治会や老人クラブ、子ども会などに多くの町民が参加できるよう、活動を充実させ、魅力をPRしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老人クラブ、子ども会などの地域活動についてPRします。</li> <li>■ 障がいのある方の地域生活への支援、社会参加の促進、人にやさしいまちづくりの推進を図ります。</li> <li>■ 社会福祉協議会が進める小地域福祉活動を支援します。</li> </ul>
社会福祉協議会が行うこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 誰もが参加できる居場所をつくり、社会参加の機会を確保します。</li> <li>■ 地区社協の活動支援および設置を促進します。</li> <li>■ サロン活動のさらなる推進を図ります。</li> </ul>	

#### \* ふれあい・いきいきサロン

社会福祉協議会では、サロンの立ち上げ支援・活動促進支援を行っています。日ごろ家に閉じこもりがちな人、高齢の方や障がいをもった方、地域の誰もが住み慣れたところでいきいきと暮らせるように、楽しく集まれる場所を住民の方々とつづっていく仲間づくりの活動です。参加者とボランティアが話し合いながら、一緒に活動をしていきます。

#### サロンづくりの手順

- ① 活動する仲間を募ろう!
- ② 活動場所を決めよう!
- ③ 参加者を集めよう!
- ④ 活動回数・内容、名前などを決めよう!

### (2) 支え合いによる子育て支援の推進

#### ★ 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域で子どもや子育て家庭を温かく見守り、応援しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 子育て世代包括支援センター等を積極的に利用し、気軽に相談しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 子育て支援センター等を利用し、子育て中の親子同士で交流したり、情報交換をしましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 仲間同士で育児サークル等を立ち上げるなど交流の場をつくりましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 訪問指導等を通して子育て家庭を見守ります。</li> <li>■ 子育て世代包括支援センターを中心に相談対応や切れ目のない支援を行います。</li> <li>■ 保健師や助産師等による専門的な相談支援や様々な悩みに対応できる養育支援体制を整備します。</li> <li>■ 子育て世代の交流の場を提供します。</li> </ul>

### (3) 安全対策の充実(万一の備えの充実)

#### ★ 地震、風水害、火山災害、雪害などの防災・減災対策の推進

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いざという時のためにも自治会に加入しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理しておきましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 避難に心配がある人は、災害時要援護対象者名簿への登録を申し出ましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治会と連携して避難誘導・安否確認体制を整備します。</li> <li>■ 自主防災組織の強化を支援します。</li> <li>■ 効果的な避難の方策について検討し情報提供していきます。</li> <li>■ 災害時要援護対象者支援登録を推進します。</li> </ul>
社会福祉協議会が行うこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害ボランティアセンターの立ち上げに備えて、町内のボランティアや関係団体の参加を得て、訓練を実施します。</li> <li>■ 平時からのつながりを活かした災害時の福祉ネットワーク体制を構築します。</li> </ul>	

# 基本目標3 “こうふく”は、豊かなメニューから～安心できる仕組みづくり～

## (1) 情報提供の充実

### ★ 利用しやすい情報サービスの提供

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 広報誌や回覧板などを読み、関心をもって情報を得るようにしましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 高齢者など、サービスが必要な方に民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> インターネットや情報通信機器を活用しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 手話通訳や点字等コミュニケーションを支援する人材を増やしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広報紙等だけでなく、関係団体等へ情報を提供し、さまざまな手段で分かりやすく情報を提供します。</li> <li>■ 誰もが利用しやすいホームページづくりに努め、情報をタイムリーに提供します。</li> <li>■ メール配信やSNS等のインターネットを利用した効果的な情報提供を検討していきます。</li> <li>■ コミュニケーション支援を継続し、障がいに応じた方法による情報提供に努めます。</li> </ul>
<b>社会福祉協議会が行うこと</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域福祉活動の情報発信と活動を希望する町民の結びつけを行います。</li> <li>■ 地域の福祉活動マップを作製します。</li> </ul>	

## (2) 包括的な相談支援体制の構築

### ★ 生活上の悩みや困りごとに包括的に対応する相談支援体制の構築

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 問題を家族・個人だけで抱えこまず、まずは相談しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 気軽に集まれるサロン活動を普及し、相談できる信頼関係を築きましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談窓口など、相談できる場所や内容について、広く周知します。</li> <li>■ 民生委員・児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、町民が気軽に相談できる体制をつくります。</li> <li>■ 様々な相談に応じ、情報提供や助言を行い、各支援関係機関につなぐ体制を整えます。</li> <li>■ サロン等、地域で集まる機会づくりを支援します。</li> </ul>
<b>社会福祉協議会が行うこと</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談を丸ごと受け止め、専門窓口へつなげる仕組みづくりを行います。</li> <li>■ 伴走的な相談支援を実施します。</li> </ul>	

## (3) 各種サービスの充実

### ★ ニーズに応じたサービス提供基盤の確保

一人ひとりができること(地域でできること)	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 町やサービス事業者等に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> となり近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度など、福祉サービスの概要を学びましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、適切なサービスの提供に努めます。</li> <li>■ 町の各種計画に基づき、十分なサービスを提供できるよう基盤整備を行います。</li> <li>■ 福祉・介護サービスの質の確保に努めます。</li> </ul>
<b>社会福祉協議会が行うこと</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小地域による地域のことを話し合う会を開催し、地域の課題を把握します。</li> <li>■ 「生活支援コーディネーター」を中心に生活支援ボランティアの育成を進め、地域での困りごとを地域で解決できる体制を進めます。《再掲》</li> </ul>	

## 計画の推進に向けて

### (1) 箱根町社会福祉協議会との連携強化

地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められています。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

### (2) 地域福祉の推進体制

複雑多様化する保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、町の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

### (3) 計画の進行管理

長期的な視点のもと、各福祉関連計画の進捗状況の定期的な点検・把握等の進行管理を行うとともに、必要な事項の協議を行い、より効果的な取組を推進していきます。

## 計画の数値目標

項目名	現状値	目標値(令和7年度)
ボランティア団体数(町社会福祉協議会登録数)	10団体(R元年度)	12団体
ふれあい・いきいきサロン数	5地域11団体(R元年度)	5地域12団体
小地域福祉推進団体数(地区社会福祉協議会数)	2地域(R元年度)	5地域
隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたいと思う人の割合(住民アンケート調査より)	77.9%(R2年度)	増加
住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加したいと思う人の割合(住民アンケート調査より)	56.8%(R2年度)	増加
箱根町を住みよいと思う人の割合(住民アンケート調査より)	55.6%(R2年度)	増加

### 第3次箱根町地域福祉計画(令和3～7年度)【概要版】

人とひと・心と<sup>しあわせ</sup>こころの交流で、みんなが幸福になる

交福<sup>こうふく</sup>のまち はこね

令和3年3月

編集・発行:箱根町福祉部福祉課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

電話:0460-85-7790